議案第１１号

明石市海浜の利用並びに海浜利便施設の設置及び管理に
関する条例の一部を改正する条例制定のこと

明石市海浜の利用並びに海浜利便施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和５年２月２１日提出

明石市長　　泉　　房　　穂

明石市海浜の利用並びに海浜利便施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

明石市海浜の利用並びに海浜利便施設の設置及び管理に関する条例（平成１３年条例第３号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改　　正</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>別表第１（第５条関係）
１　（略）
２　広場
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td><u>旧波門崎燈籠堂広場</u></td><td><u>明石市港町２番９地先</u></td></tr></table>３　（略）
以　下　略</td><td>別表第１（第５条関係）
１　（略）
２　広場
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td colspan="2"><u>（新　設）</u></td></tr></table>３　（略）
以　下　略</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
１　改正部分は、下線の部分である。
２　改正の欄に「（削　る）」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。
３　現行の欄に「（新　設）」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。</td></tr>
</table>

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

本案は、海浜利便施設に旧波門崎燈籠堂広場を加えるため、条例の一部を改正しようとするものである。